

第一編 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の產品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 次の定義を適用する。
- (d)
- (i) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - (iii) 「項」とは、統一システムの關稅分類番号の最初の四桁をいう。
 - (iv) 「号」とは、統一システムの關稅分類番号の最初の六桁をいう。
- 原產地に関する特定の品目別規則が(e)(i)から(iii)までに定める關稅分類の変更（以下この附属書にお

いて「C T C」という。)に係る基準を用いて定められている場合には、当該品目別規則の対象である
產品の生産に使用される各非原產材料については、適用されるC T Cが行われることが要求される。C
T Cの要件は、非原產材料についてのみ適用する。

(e) 次の略号を適用する。

(i) 「C C」とは、特定の類、項又は号の產品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、產品
の生産に使用された全ての非原產材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるC T C(す
なわち、類の変更)が行われたことをいう。

(ii) 「C T H」とは、特定の類、項又は号の產品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、產
品の生産に使用された全ての非原產材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるC T C
(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

(iii) 「C T S H」とは、特定の類、項又は号の產品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、
產品の生産に使用された全ての非原產材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるC T C
(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

(iv) 「QVC四〇」又は「QVC五〇」とは、それぞれ、第二十九条4(b)に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上又は五十パーセント以上の产品であつて、その生産の最終工程が締約国において行われたものであることをいう。

(f) この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システム（以下この附属書において「二千十七年の統一システム」という。）に従つたものである。

(g) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、产品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する产品については、当該产品的価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する产品については、当該产品的重量の七

パーセント

注釈1 「非原産材料の価額」とは、第二十九条6の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈2 「当該产品的価額」とは、第二十九条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する

価額をいう。

(h) 統一システムの第二八類から第四〇類までの各類の適用上、

(i)

「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(A) 水その他の溶媒への溶解

(B) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(C) 結晶水の追加又は除去

(ii)

「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(A) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(B) 一又は二以上の次の応用に直接適する產品をもたらす工程

医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(BB) (AA) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

特殊光学的用途

生物工学的用途

分離工程に用いる支持体

原子力等級用途

(iii)

「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(iv)

「生物学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

変

(B) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

(i)

統一システムの第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、二以上の次の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
蒸じゅう、デカタイジング	防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ	抜蝕 <small>しょく</small> 加工、オパール加工	バフ加工	ブラッシング	漂白	しわ加工	抗ピル加工	防蚊加工	防融加工	

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	消臭加工
透湿防水加工	モアレ仕上げ	縮じゅう	制菌加工	マーセライズ加工	液体アンモニア加工	発泡なせん	植毛、フロック加工、電着加工	難燃加工	エメリ加工	エンボス加工	イージーケア加工		

(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	はつ油加工
防ダニ加工	ストレッチ加工	ソイルガード加工（SG加工）	ソイルリリース加工（SR加工）	防縮加工	せん毛、シャーリング	シユライナ加工	リップル加工	リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工		

(41) UVカット加工

(42) ウオッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)

(43) 吸水加工

(44) 防水加工

(45) はつ水加工

(46) ウエットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

(ii)

第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五九・〇二項、第五九・一〇項、第五七類、第五八類及び第六〇類から第六三類までの各類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、

若しくはコームされ、紡績され、浸染され、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(A) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(B) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(iii) 第六一類から第六三類までの各類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

(j) (i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品であつて、締約国において他の產品を生産する材料

として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品がいづれかの締約国において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定は、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される產品については、適用しない。

第二編 品目別規則

統一システムに基づく分類
(二千十七年の統一システム)

品目別規則

第一部

第一類

○一・○一・○一・○六

CC

第二類

○二・○一—○二・一○

CC (第一類の材料からの変更を除く。)

第三類

○三・○一—○三・○八

CC

第四類

○四・○一—○四・一○

CC

第五類

○五・○一—○五・一○

CC

第二部

第六類

○六・○一・○六・○四

○六・○一・○六・○四

CC

CC

第七類

○七・○一・○七・一四

CC

第八類

○八・○一・○八・一四

CC

第九類

○九○一・一一○九○四・一二

CC

○九○四・二一○九○四・二三

CC

○九・○五・○九・一〇

CC

第一〇類

(第七類の材料からの変更を除く。)

第一一類

一〇・〇一・一〇・〇八

CC

一一・〇一

一一〇一・一〇

CC

一一〇一・九〇一・一〇三一・一

CC

一一〇三・一三

CC

一一〇三・一九一・一〇三・一〇

CC

一一〇四・一二

CC

一一〇四・一九

CC

一一〇四・一二一・一〇四・一三

CC

一一〇四・一九一・一〇四・三〇

CC

一一〇五・一〇一一・一〇六・二〇

CC
(第七類の材料からの変更を除く。)

一一〇六・三〇	一一・〇七	一一〇八・一一一一〇八・一二	一一〇八・一三一一〇八・一九	一一〇八・一二〇	一一〇八・一二	一一〇九	一一・〇一—一三・〇一
C C （第八類の材料からの変更を除く。）	C C	C C （第一〇類の材料からの変更を除く。）	C C （第七類の材料からの変更を除く。）	C C （第六類又は第七類の材料からの変更を除く。）	C C （第一〇類の材料からの変更を除く。）	C C	C C

第一二二類

第一三三類

第一四類

一四・〇一一一四・〇四

C C

第三部

第一五類

一五・〇一一一五・一〇

C C

一五・一一

C C

一五・一二

C C

一五・一三

C C

一五一四・一一一五一五・二九

C C

一五一五・三〇

C C

一五一五・五〇

C C

C C (第一二類の材料からの変更を除く。)

								CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一五一五・九〇								
一五一六・一〇							CC	
一五一六・二〇							C TH (第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五一五・三〇号の材料からの変更を除く。)	
一五一六・一七							C TH (第一五・一一項又は第一五・一三項の材料からの変更を除く。)	
一五・一八							C TH (第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五一五・三〇号の材料からの変更を除く。)	
一五・一〇一・一五・二三一						CC	CC (第一類又は第二類の材料からの変更を除く。)	
一六〇一・〇〇一・一六〇二・四九								
一六〇二・五〇								
一六〇一・九〇								
一六・〇三一・一六・〇四								
CC (第三類の材料からの変更を除く。)								

第四部

第一六類

第一七類

一六〇五・一〇一・一六〇五・二九	CC (第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)
一六〇五・三〇一・一六〇五・四〇	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇五・五一ー・一六〇五・六九	CC (第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)
一七・〇一	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇一・一一一・七〇一・一九	CC (第四類の材料からの変更を除く。)
一七〇一・一一〇	CC
一七〇一・三〇一・七〇一・四〇	CC (第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。)
一七〇一・五〇	CC (第一一類の材料からの変更を除く。)
一七〇一・六〇一・一七〇一・九〇	CC (第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇三	CC (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CC

第一八類

一八・〇一—一八・〇六

CC

第一九類

一九・〇一

CC

一九・〇二

CC（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）

一九・〇三

CC（第一一類の材料からの変更を除く。）

一九・〇四

CC

一九・〇五

CC（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）

第二〇類

一〇・〇一—一〇・〇六

CC（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

一〇・〇七

CC（第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。）

	CC（第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。）

第二二類

二一〇〇八・一一		C C (第一二類の材料からの変更を除く。)
二一〇〇八・一九一ニ〇〇八・二〇		C C (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)
二一〇〇八・三〇		C C (第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。)
二一〇〇八・四〇一ニ〇〇九・九〇		C C (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)
二一〇〇一・一一一二一〇一・二〇	C C (第九類の材料からの変更を除く。)	
二一〇一・三〇	C C (第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。)	
二一・〇一	C C	
二一〇三・一〇	C C (第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの各項又は第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)	
二一〇三・一〇	C C (第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)	
二一〇三・三〇	C C	
二一〇三・九〇		

1 インスタントカレーその他のカレー調製品
C T S H

二一・〇四						C C (第七類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)	2 その他のもの	
二一〇五・〇〇一二一〇六・一〇						C C (第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。)		
二一〇六・九〇						C C (第四類、第八類、第一〇類から第一二類までの各類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二九類の材料からの変更を除く。)		
二三〇一・一〇一二一〇二・一〇					C C			
二三〇二・九一一二二〇二・九九				C C 及び Q V C 四〇				
二三・〇三			C T H					
二三・〇四一二一・〇六					C C (第八類又は第一〇類の材料からの変更を除く。)			
二三・〇七		C C						
二三〇八・一〇一二二〇八・三〇					C T H (第二三・〇七項の材料からの変更を除く。) 又は Q V C 四〇			
二三〇八・四〇一二二〇八・六〇					C T H (第二三・〇七項の材料からの変更を除く。)			

一一一〇八・七〇				C T H (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。) 又は Q V C 五〇
一一一〇八・九〇				1 合成清酒又は料理用酒 (みりん) C T H 及び Q V C 五〇 2 果汁をもととした飲料であつて、アルコール分が一パーセント未満のもの C C (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。) 3 その他のもの C T H (第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)
一一一〇九				C C (第二九類の材料からの変更を除く。)
第一二三類				
一一一〇一・一〇		C T H		
一一一〇一・一一〇			C C (第三類の材料からの変更を除く。)	
一一一〇一・一〇—一一〇一・五〇		C T H		
一一一〇三・一〇			C C (第七類の材料からの変更を除く。)	
一一一〇三・一一〇一・一一〇—一一〇三・一一〇				
一一一〇四・〇〇—一一〇六・四九	C T H			

二五・○一 二五・○一一二五・○四	C C T S H又はQ V C四〇	C C	C C T S H	C C C 及びQ V C四〇
二四〇一・一〇一・一四〇一・一〇 二四〇一・三〇 二四・〇一・一四・〇三				
二三〇六・九〇一・三〇八・〇〇 二三・〇九				
二三〇六・五〇 二三〇六・六〇				C T H (第一二〇七・一〇号の材料からの変更を除く。)

第五部

第二三五類

第二四類

二五・〇五一二五・〇六	二五・〇七	二五〇八・一〇	二五〇八・三〇一一五〇八・六〇	二五〇八・七〇	二五・〇九一二五・一一	二五一二・〇〇一一五一三・一〇	二五一三・一一〇一一五一四・〇〇	二五一五・一一一一五一六・二〇	二五一六・九〇	二五・一七一一五・二三一	二五二三・一〇一一五一五・二一〇	二五二五・三〇
C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇	C C又はQ V C四〇

第二六類

二五・二六		C T S H又はQ V C四〇
二五・二八		C T H又はQ V C四〇
二五・二九+二五・三〇		C T S H又はQ V C四〇
二六・〇一—二六・〇一	C T S H又はQ V C四〇	
二六・〇三—二六・〇四	C C又はQ V C四〇	
二六・〇五—二六・〇八	C T S H又はQ V C四〇	
二六・〇九	C C	
二六一〇・〇〇—二六一六・一〇	C T S H又はQ V C四〇	
二六一六・九〇	C C又はQ V C四〇	
二六・一七—二六・一八	C T S H又はQ V C四〇	
二六・一九—二六・二二	C C又はQ V C四〇	

第二二七類

二七〇一・一一一二七〇一・一九
二七〇一・一〇

C T H 又は Q V C 四〇

二七・〇二一一二七・〇三
二七・〇四一ニ二七・〇九

C T S H 又は Q V C 四〇

二七一〇・一二一ニ二七一〇・二〇
二七一〇・九一ニ二七一〇・九九

C T H 又は Q V C 四〇

二七・一一ニ二七・一五
二七・一一ニ二七・一五

C C 又は Q V C 四〇

第六部

第二二八類

二八〇一・一〇一二八〇四・五〇

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ

			二八〇四・六一一二八〇四・六九	
	二八一四・一〇	二八〇四・七〇一二八一三・九〇	二八〇四・七〇一二八一三・九〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
二八・四三	二八一四・一二〇一二八四二・九〇	C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

二八・四四一・二八・五三

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

第二九類

二九〇一・一〇一二九〇五・四二

C T S H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

二九〇五・四三一二九〇五・四四

C C (第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。)

二九〇五・四五

C C (第一五類の材料からの変更を除く。)

二九〇五・四九一二九〇五・五九

C T S H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

二九〇六・一一

C C (第三三類の材料からの変更を除く。)

二九〇六・一二一二九一六・一四

C T S H、
Q V C 四〇又は

二九一三・三〇一二九二四・二四	二九一三・一〇	二九二三・四一一二九二三・一〇	二九二三・四一一二九二三・四二	二九二三・四三一二九二三・一〇	二九一八・一六一二九二三・三九	二九一八・一四一二九一八・一五	二九一六・一六一二九一八・一三	二九一六・一五	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
C T S H、	C C	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	C C (第七類、第一七類又は第二三類の材料からの変更を除く。)	C C (第一五類の材料からの変更を除く。)	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	C C (第七類、第一七類又は第二三類の材料からの変更を除く。)	C C (第一五類の材料からの変更を除く。)	C C (第一五類の材料からの変更を除く。)	C C (第一五類の材料からの変更を除く。)

二九二四・二五一一九二二四・二九	二九二五・一一一二九三八・一〇	二九三八・九〇	二九三九	二九・四〇
二九・四一一二九・四二	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	

第三〇類

			三〇・〇一・三〇・〇三
三一・〇一・三一・〇五			CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
C T S H、 Q V C四〇又は	三〇〇六・九一	CTH、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。	CTH(第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。)、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

第三一類

第三三二類

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。

三三〇一・一二一三三〇一・一五	三三〇一・一二一三三〇一・一九	三一〇一・一〇一三一〇一・一〇	三一〇一・九〇
C T H	C C (第八類の材料からの変更を除く。)	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ れること。	C T S H
		三一・〇一一三一・一五	三一〇一・九〇

第三四類

			三三〇一・二九	CC（第八類の材料からの変更を除く。）
			三三〇一・三〇一・三〇一・九〇	C T H
			三三〇一・三三〇七	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。
三四・〇一	CTH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。	CTSH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。	三四・〇二	CTH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。
三四・〇二一三四・〇七	CTH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。	CTSH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。	三四・〇二一三四・〇七	CTH、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいすれかの締約国において行われること。

第三三五類

			三五・〇一	
			三五〇一・一一三五〇一・一九	C C (第四類の材料からの変更を除く。)
			三五〇一・一〇一三五〇二・九〇	C C
			三五・〇三一三五・〇五	C T H
三六・〇一—三六・〇六	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三五・〇六一三五・〇七	

第三二七類

			三七・〇一
			三七・〇一—三七・〇七
			C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
			C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
三八〇一・九〇一三八〇四・〇〇	三八〇一・一〇	三八・〇一	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ	C T H	三八〇一・一〇	

第三二八類

三八〇五・一〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T S H又はQ V C 四〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八〇六・一〇・三八〇六・二〇	三八〇五・九〇
三八〇六・三〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T S H	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八〇六・九〇	三八〇六・三〇

					三八〇九・一〇	C T H (第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。)
					三八〇九・九一一三八二三一・〇〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
					三八・二三	C C (第一五類の材料からの変更を除く。)
					三八二四・一〇一三八二四・五〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
					三八二四・六〇	C C (第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。)
					三八二四・七一一三八二四・九九	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
三八・二五					三八・二五	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
三八・二六					三八・二五	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。 第三八・二五項の產品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される產品であること（第三八・二五項の產品へのC T Cを必要としない。）。

第七部

第三九類

れること。

		三九・〇一・一三九・一三
第四〇類	三九・一四一三九・二六	C C、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
四〇〇一・一〇一四〇〇一・一二九	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

			四〇〇一・三〇一四〇一一・九〇
四一・〇一一四一・一五	C C	四〇・一二	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
四〇・一三一四〇・一七		四〇・一三一四〇・一七	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
			C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

第八部

第四一類

第四二類

四二・〇一一四二・〇六	C C
第四三類	
四三・〇一一四三・〇四	
第九部	
第四四類	
四四・〇一―四四・〇三	C C
四四・〇四	C T H
四四・〇五	C C
四四・〇六一四四・一一	C T H
四四・一二	C T H
四四・一三一四四・二二	C T H

C T H (第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。)

第四五類

四五・〇一一四五・〇四

C T S H又はQ V C四〇

第四六類

四六〇一・二一一四六〇一・九四

1 いぐさ 産品
C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
2 その他のもの
C C

第一〇部

第四七類

四七・〇一一四七・〇七

C T S H又はQ V C四〇

第四八類

四八・〇一—四八・二三

C T S H又はQ V C四〇

第四九類

四九・〇一—四九・一一

C T S H又はQ V C四〇

第一一部

第五〇類

五〇・〇一

C C

五〇・〇二—五〇・〇四

C T H

五〇・〇五—五〇・〇六

C T H

五〇・〇七

C T H（第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。）

五〇・〇七
又は
C T H（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国であ
る第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）

第五類

产品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料が
いずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織
されること（第五〇・〇七項の产品へのCTCを必要としない。）。

五一・〇一一五一・〇四	五一・〇五	五一・一六一五一・一〇	五一・一一五一・一三
C T H	C T H	C T H (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。)	C T H (第五一・一二項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除く。 (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は染色され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は 产品が完全に染色され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること (第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の产品への C T C を必要としない。)。

第五二類

		第五三類
五二・〇一―五二・〇三	五二・〇四―五二・〇七	C C
五二・〇八―五二・一二	CTH (第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)。 ただし、第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカーダされ、又はコームされることを条件とする。	CTH (第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)。 （第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該 非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 产品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一 二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で ある第三国において完全に製織されること（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各 項の产品へのCTCを必要としない。）。
五三・〇一―五三・〇五	CTH (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)	C C
五三・〇六―五三・〇八	CTH (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)	
五三・〇九―五三・一一	CTH (第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除く。) (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該	

非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は染色され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は
一項までの各項の非原産材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で
ある第三国において完全に製織されること (第五三・〇九項から第五三・一一項までの各
項の產品へのCTCを必要としない)。 (第五三・〇九項から第五三・一一項までの各

第五四類

五四・〇一—五四・〇六

五四・〇七—五四・〇八

CC

CTH (第五四・〇七項又は第五四・〇八項の材料からの変更を除く。) (第五四・〇
一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料の
それぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全
に紡績され、又は染色され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は
一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料の
それぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全
に紡績され、又は染色され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五
四・〇八項の非原産材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である
第三国において完全に製織されること (第五四・〇七項又は第五四・〇八項の產品へのCTC
を必要としない)。

第五五類

五五・〇一—五五・〇七

CC (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)

		第五六類	
五六・○一―五六・○三	五五・一二一五五・一六	CTH (第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。 ただし、第五五・○六項又は第五五・○七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコードされることを条件とする。	
五六・○四一五六・○九	CC (第五〇・○四項から第五〇・○七項までの各項、第五一・○六項から第五一・一三項までの各項、第五二・○四項から第五二・一二項までの各項、第五三・○六項から第五三・一一項までの各項、第五五・○八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)	CTH (第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。) (第五五・○八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は染色され、若しくはなせんされる場合に限る。) 又は 产品が完全に染色され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること (第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の产品へのCTCを必要としない。)。	

それぞれがいかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。)

第五七類

五七・〇一一五七・〇五

CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一项までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

第五八類

五八・〇一一五八・一一

CC (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇八項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれがいかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。)

第五九類

<p>五九・○一</p>	<p>五九・○二</p>	<p>五九・○三一五九・○九</p>	<p>五九・一〇</p>
<p>C C (第五〇・○七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>	<p>C T H (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれそれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。</p>	<p>C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>	<p>C T H (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五</p>

<p>六〇・〇一一六〇・〇六</p>	<p>第六〇類</p>	<p>五九・一一</p>	<p>一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。</p>
<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされることに限り。）又は 产品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の产品へのCTCを必要としない。）。</p>	<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>	<p>五九・一一</p>	<p>一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。</p>

第六一類

六一・〇一一六一・一七

第六二類

六二・〇一一六二・一一

CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

六二・一二	CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)
-------	--

六二・一三一六二・一七

CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)

第六三類

六三・〇一一六三・一〇

CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)

第一二部

第六四類

六四・〇一一六四・〇六

CC

第六五類

第一三部

六五・○一—六五・○二	C C	C T H (第六五・○五項の材料からの変更を除く。)
六五・○四	C T H (第六五・○四項の材料からの変更を除く。)	C T H (第六五・○四項の材料からの変更を除く。)
六五・○五	C C	C C
六五・○六—六五・○七	C C	C C

第六七類

六六・○一—六六・○三	C T S H 又は Q V C 四〇
-------------	---------------------

第六八類

六八・○一—六八・一五

C T S H又はQ V C四〇

第六九類

六九・○一—六九・一四

C T S H又はQ V C四〇

第七〇類

七〇・○一—七〇・一七

C T S H又はQ V C四〇

七〇・一八

C C

七〇・一九—七〇・二〇

C T S H又はQ V C四〇

第一四部

第七一類

七一・〇一	七一・〇一	七一・〇一	七一・〇一	C C
七二・〇一	七一・一八	七一・一七	七一・一六	C T H (第七一・一三項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。)
C C又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C T H (第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・一二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。)	C T H (第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・一二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。)	C T H (第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・一二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。)
七二・二類	第一五部	第一五部	第一五部	第一五部

七二・〇一

七二・〇三

七二・〇四

七二・〇五—七二一・二九

C T H又はQ V C四〇

C C又はQ V C四〇

C T S H又はQ V C四〇

第七三類

七三・〇一—七三・二六

C T S H又はQ V C四〇

第七四類

七四・〇一—七四・〇三

C T S H又はQ V C四〇

七四・〇四

C C

七四・〇五一七四・一九

C T S H又はQ V C四〇

第七五類

七五・○一	七五・○二	C T S H 又は Q V C 四〇
七五・○三		C C

七六・○一	七六・○二	C T S H 又は Q V C 四〇
七六・○三	七六・一六	C T S H 又は Q V C 四〇
七八・○一		C C
七八・○二		C C
七八・○四一七八・○六	C T S H 又は Q V C 四〇	C T S H 又は Q V C 四〇

第七八類

第七九類

七九・○一	七九・○二	七九・○三	七九・○七	C T S H 又は Q V C 四〇
-------	-------	-------	-------	---------------------

第八〇類

八〇〇一・一〇	八〇〇一・一二	八〇〇一・二〇	八〇〇一・二一	C C (第二六類の材料からの変更を除く。)
八〇・〇三一八〇・〇七				C T S H 又は Q V C 四〇

第八一類

八一〇一・一〇一八一〇一・九六	C T S H 又は Q V C 四〇
-----------------	---------------------

	八一〇一・九七	八一〇一・九九一八一〇二・九六	八一〇二・九七	八一〇一・九九一八一〇三・二〇	八一〇三・三〇	八一〇三・三〇	C T S H又はQ V C四〇	C C	C C
CC	C T S H又はQ V C四〇	CC	C C	C T S H又はQ V C四〇	CC	C C	C T S H又はQ V C四〇	CC	CC

八二・〇一―八二・一五	C T S H又はQ V C四〇									八一〇八・九〇一八一〇九・二〇
八一二・五九一八一三・〇〇	C T S H又はQ V C四〇	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	八一〇九・三〇
八一二・五二										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・二九一八一一二・五一										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一九一八一一二・一二										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一三										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一三										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一三										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一三										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇
八一二・一三										八一〇九・九〇一八一一〇・一〇

第八二類

第八三類

八三・〇一ー八三・一一

C T S H又はQ V C四〇

第一六部

第八四類

八四・〇一ー八四・八七

C T S H又はQ V C四〇

第八五類

八五・〇一ー八五・四八

C T S H又はQ V C四〇

第一七部

第八六類

八六・〇一ー八六・〇九

C T S H又はQ V C四〇

八六・〇一ー八六・〇九
C T S H又はQ V C四〇

第八七類

			八七〇一・一〇一八七〇八・二九	
八七〇八・七〇			八七〇八・三〇	C T S H 又は Q V C 四〇
C T S H 又は Q V C 四〇	2 C T S H 又は Q V C 四〇 部分品からの変更又は Q V C 四〇 駆動軸（差動装置を有するものに限る。）の部分品	1 C T S H 若しくは第八七〇八・四〇号のギヤボックスの部分品からの変更又は Q V C 四〇 ギヤボックスの部分品 C T S H 又は Q V C 四〇	八七〇八・四〇	1 ブレーキ及びサーボブレーキ C T S H 若しくは第八七〇八・三〇号のブレーキ及びサーボブレーキの部分品からの変更又は Q V C 四〇 ブレーキ及びサーボブレーキの部分品 C T S H 又は Q V C 四〇

			八七〇八・八〇
			八七〇八・九一
八七〇八・九二			八七〇八・九一
八七〇八・九三	C T S H又はQ V C四〇	1 消音装置（マフラー）及び排気管 C T S H若しくは第八七〇八・九二号の消音装置（マフラー）及び排気管の部分品から の変更又は Q V C四〇 2 消音装置（マフラー）及び排気管の部分品 C T S H又はQ V C四〇	1 懸架装置（ショックアブソーバーを含む。） C T S H若しくは第八七〇八・八〇号の懸架装置（ショックアブソーバーを含む。） の部分品からの変更又は Q V C四〇 2 懸架装置（ショックアブソーバーを含む。）の部分品 C T S H又はQ V C四〇
八七〇八・九四	1 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス C T S H若しくは第八七〇八・九四号のハンドル、ステアリングコラム及びステアリ ングボックスの部分品からの変更又は Q V C四〇 2 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックスの部分品	1 ラジエーター C T S H若しくは第八七〇八・九一号のラジエーターの部分品からの変更又は Q V C四〇 2 ラジエーターの部分品 C T S H又はQ V C四〇	八七〇八・九一

C T S H又はQ V C四〇

八七〇八・九五一八七一六・九〇

C T S H又はQ V C四〇

第八八類

八八・〇一一八八・〇五

C T S H又はQ V C四〇

第八九類

八九・〇一一八九・〇八

C T S H又はQ V C四〇

第一八部

第九〇類

九〇・〇一一九〇・三三

C T S H又はQ V C四〇

第九一類

九一・○一一九一・一二

九一一三・一〇一九一一三・二〇

C T S H 又は Q V C 四〇

九一・一四

C C

第九二類

九二・○一一九二・〇九

C T S H 又は Q V C 四〇

第一九部

第九三類

九三・○一一九三・〇七

C T S H 又は Q V C 四〇

九三・○一一九三・〇七
C T S H 又は Q V C 四〇

第二〇部

第九四類

九五・○三一九五・○八	第九五類	九四〇一・一〇一九四〇一・八〇 九四〇一・九〇 九四〇一・一〇一九四〇四・一〇 九四〇四・二一一九四〇四・二九 九四〇四・三〇	C T S H又はQ V C四〇 C C C T S H又はQ V C四〇 C C
C T S H又はQ V C四〇		九四〇四・九〇 九四・○五一九四・○六	C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第九六類

九六・○一						C C (第五類の材料からの変更を除く。)
九六〇一・○○一九六〇三・五〇						C T S H又はQ V C四〇
九六〇三・九〇					C C	
九六・○四					C T S H又はQ V C四〇	
九六・○五				C C		
九六〇六・一〇一九六〇六・二三			C T S H又はQ V C四〇			
九六〇六・二九		C C				
九六〇六・三〇一九六一八・○〇		C T S H又はQ V C四〇				
九六・一九	C T H又はQ V C四〇					
九六・二〇	C T S H又はQ V C四〇					

第二一部

第九七類

九七・○一一九七・○六

C T S H 又は Q V C 四〇